

平成28年第3回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成28年6月16日（木曜日）午前9時30分開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	三輪正
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	仙海直樹	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤佐由里
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	大矢正人
建設課長	玉沖馨
教育課長	矢島則幸
町民課参事	山田栄
総務課参事	権田孝夫
教育課参事	金泉嘉昭

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	坂下浩平
書記	佐藤千秋

---

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎一般質問

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 仙海直樹 議員

○議長（山崎信義） 最初に、9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問を行いたいと思います。

その前に、4月に起きました熊本地震の本震からきょうで2カ月がたちました。今なお避難生活を余儀なくされている多くの方がいらっしゃいます。被災されました皆様に心からのお見舞いと、お亡くなりになられた方々に心からのお悔やみを申し上げますとともに、行方不明の方の一刻も早い救出を願っております。

では、1つ目の項目について順次質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。小学生と中学生の安全対策についてお伺いいたしますが、一言に安全対策と申しましても防犯上の安全対策や交通安全上の安全対策等あるわけでございますが、今月の8日には池田小学校の児童殺傷事件から15年がたちました。テレビを初め多くのメディアでも大きく報じられました。当時小学校2年生だった児童が高校の先生になった方、あるいは校長先生は事件当時から15年間池田小に勤務し続ける唯一の先生だそうです。今全国で起きるさまざまな事件や事故は、都会だから危険だとか田舎だから安全だとか、都会だから起きるとか田舎だから起きないとか、そういったことは決してありません。都会でも田舎でも事件、事故はいつでも起こり得るのではないかなど感じております。

そこで、まず町長にお伺いをいたしますが、現在町では小学校児童、中学校生徒の登下校時の安全確保について現状をどのように把握して、どのような対策を講じているのかお伺いをいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 仙海議員さんのご質問にお答えをしてまいります。

今議員さんのおっしゃったように、安全対策、交通面、防犯面、両面あるわけでございますが、交通面につきましては登校時にはスクールガードボランティアによります安全指導、さらに毎年4月に各地区の登校班ごとの担当教諭によりますところの安全指導、あるいはまた交通安全運動期間に合わせて年3回、登下校時に現地指導を児童に行っておる。中学校では、1年生を対象にしまし

た自転車の安全教室、あるいはまた警察、町、交通安全協会によりますところの指導、さらにこの後、質問に出てまいりますが、通学路での危険箇所を点検をしながら、またその辺を教室に提示して生徒に周知徹底をしておると。また、授業で交通事故の発生要因や危険予測を回避する学習などを行っているわけでございますが、通学路の現状把握につきましては道路を管理しますところの国、県、町及び所管する与板警察署並びに教育委員会、あるいはまた小中学校のPTAの皆さんのお出雲崎町通学安全対策協議会を設置をして取り組みを強化しておるというところでございます。

また、防犯面におきましては、不審者等の情報が警察等から入った場合は小学校、中学校の各学校から緊急に保護者へ、PTAにメールで一斉配信をするというところでございます。

また、いろいろご意見もあるわけでございますが、ご承知のように防災行政無線によりますところの小学校児童、中学校生徒の下校時における地域での見守りをお願いをしておるというところでございます。

また、子供が被害に遭いそうなところの避難場所としてこども110番の家、これを町内30カ所設置しておるというところでございますが、ゆめゆめ今議員さんのおっしゃったように、この平穏な過疎の町だから災害がないと、もう世界に国境がないと同じことで犯罪も広域化しておるわけでございますので、今申し上げたようなことは進めておりますが、またいろいろご指導いただきながら、万全を期してまいりたいと思っています。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 町長から今ほど防犯面、そして交通安全の対策についてご答弁をいただいたわけでございますが、学校のほうも危険箇所のほうを点検している、あるいは委員会のほうで危険箇所を点検している等々ございます。スクールガードの皆様につきましても毎朝子供たちの安全、安心を雨の日も風の日も見守っていただいて、本当に感謝しているところでございます。学校では、出雲崎だけではないのですけど、子供たちを対象に「いかのおすし」という標語といいますか、合い言葉で防犯面に取り組んでいるわけでございますが、これはご存じのとおり、知らない人についていかない。そして、知らない人の車に乗らない。大声で叫ぶ。すぐに逃げる。人に知らせる。この頭文字といいますか、中の文字をとって「いかのおすし」というふうに取り組んでいるわけでございますが、一つの例を挙げさせていただきますと、子供たちが近くの公園に遊びに行っていると。そこに知らないお兄さんがベンチに座っています。次の日行ってもいるわけです。そこでボール遊びをしてたりしていまして、そのお兄さんがボールを拾ってくれたりして、知らないうちに面識ができるわけでございますが、そうなってきたときに、子供たちにとってこのお兄さんは知っている人なのか、知らない人なのかとなってくると、当然おうちの方はそのお兄さんのことは知らないんですが、子供たちは知っているお兄さんになってくるわけでございますので、そういったところも家庭や学校でよく注意をしていかないと、また万が一の事件、事故に巻き込まれる可能性もあるというふうに感じております。

それから、子供たちの名札についてなんですが、かえってこれが今、私もこの話を最初聞いたときは、自分が小学生のときのことを思い出すとちょっと意外なんですが、かえってこの不審者といいますか、犯罪者に名前を知られてしまうという危険性があるということで、今各地で名札についての議論がまた出ておりますし、実際に名札を外して登下校している学校も出てきております。

2014年になりますか、3月に埼玉県の朝霞市で当時中学校1年生の女子生徒が行方不明になって、ことしの3月下旬に東京の中野区で無事に発見された事件は記憶に新しいところだと思いますが、そのとき犯人は、少女を連れ去る際にフルネームで少女に声をかけて連れ去ったというふうに話しておるわけでございまして、何らかの形でその名前を事前に知っていたというわけでございます。そういったところで犯罪者といいますか、不審者にそういった名前もわからないようにまたしていかなければならぬのかな、登下校の際になりますが。そういったこともひとつ考えますが、その辺については町長いかがお考えですか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 具体的な事例を仙海さんから今お話をいただいたところでございますが、申し上げておりますように、単にこの町に起きた事象じゃなくて、今おっしゃるような、そういう公園に不審者がいるとか、あるいは名札問題等々が現実に犯罪と結びつくというような状況は現実的に起きているということをやっぱり私たちはそういうものもしっかりと、前車の轍を踏まない対応をしていかなければならんと思っています。そういう事例等における犯罪があったという事実をやっぱり当町においても確認をしながら、それにいかに対応するか。名札の問題、不審者がいた場合にはどう対応すべきかということをしっかりと生徒にまた指導していかなければならんと私は思っています。

名札の問題もそうです。今私たち職員も名札をつけるつけるつけないのいろいろ、よそはつけておるのですが、これはやっぱり公務員としてつけるべきものはつけると。しかし、生徒の場合は、今仙海さんのおっしゃるような、いわゆる悪用される例がございますから、そういう点はしっかりと、いい面と悪い面を把握をしながら、当然身分証明書は持っていますから、もし何かあったときはそういう身分証明書があれば確認できるわけですから。わかりました。そういうこともしっかりと受けとめながら対応してまいりたいと思います。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 変に子供の不安といいますか、そういうのもまた不審者が来るよとかといってあおっても、またこれも一つよくないことでございますが、実際にことしの1月の下旬ですか、夕方、川西地内で腕をつかまれて、こっちに来いというふうに起きた件も発生しておりますので、また学校、家庭、そして町のほうも今後検討していかなければならないのかなというふうに感じております。

また、先ほど中学校のほうでも危険箇所の点検をして、教室のほうに掲示したり、委員会のほう

で見回っているという話もございましたが、皆さんも目にしたことがあるかと思うのですが、町外のほうに行きますと、通学路とかに○○小学校通学路とか、あるいは危険、飛び出し注意、何々小PTAとかという立て看板が立っているのを目につくことがあると思いますが、このような立て看板になるのですが、こういったものを先ほどおっしゃった危険箇所や、あるいは通学路に設置していく必要性を感じておりますが、本町には見当たりません。そしてまた、本来PTAで行う仕事なのかもしれません、PTAに対してこのようなことを目的として町として補助するということは、これはできないことだと思いますが、PTAと何らかの連携をとりながらそういった危険箇所、あるいは通学路に対してそういうこともやっていく必要性を感じていますが、その辺については町長はいかがお考えですか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今通学路の危険箇所の確認、またそれに対応するいろいろな方策等をお述べになつたわけでございますが、これはこの後もまたご質問ございますが、具体的にお話をしたいと思いますが、今通学路における、これは何々小学校の通学路、中学校の通学路、共通しているものもございますが、その通学路という明示、看板を必要とするのかどうか、そのほうはまた防犯なり交通安全につながるのか、その辺は今議員さんのほうからご提案がございました。ただし申し上げておきますが、その補助金を町が出す出さないが問題じゃないです。必要となれば町がやります。これはそうですよ。私は常に申している。金は限りあるものですが、命はこれは絶対災害において守らなければだめだと申し上げていますから、もし必要があれば、PTAの要望があれば、しっかりと町のほうで対応します。PTAはどうだこうだ、負担をかける、そういうことは絶対しませんから、もし必要があれば、申し出いただければしっかりと対応してまいります。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 大変力強いご答弁をいただきました。

2番目の質問のほうに移りますが、柏崎信用金庫出雲崎支店の付近になりますが、ここの道路は路肩が狭い上に、交通量も多いところでございますが、登下校の際はどのような対策をとられているのかお伺いをいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） これにつきましては、ご承知のように大変変則交差点ということで国道と県道が交差をし、歩道が整備されたところでございますが、同時に柏崎信用金庫前の道路側溝も先般改修していただいて、歩くのに非常にあの難儀さは解消されたというふうに考えておるわけでございます。歩道整備等も含めて、一段と環境は改善をされたというふうに認識はしております。おりますが、しかしながらまだおっしゃるように歩道がなく、また駐車車両等もありますね。そういう点で通学路としては非常に注意を要する区間という認識をしております。

先ほどの質問にお答えいたしましたように、小学校では登校時にはスクールガードボランティア

の皆さん、あるいは登校班ごとの通学指導などを行っており、中学校では先ほど申し上げました教室で危険箇所に対する指導などを行っておると。今後も引き続き、非常に難所でございますので、上下校時の生徒の安全確保につきましては学校での通学指導と安全対策協議会、いろいろな両面でひとつまた取り上げていただいて、よりまた皆さんのご協力いただきながら、生徒の安全を確保してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 9番。本来であれば、道路は車と、そして歩行者が別々に利用できるように歩道が整備されていることが交通安全上、望ましいというふうに思います。町長、今ほどおっしゃるようにさまざまなもの、家が建っているとか、そういったことで簡単に歩道が整備できない場所がございます。そのようなところに歩行者と車などの接触事故を防ぐためにグリーンベルトというものが設置されているところが最近増えているわけでございますが、このグリーンベルトというものは車道と路肩、路側帯は白い線で仕切られております。運転手が車道と路側帯を視野的に一目でわかるように路側帯の部分を緑色に着色をいたしまして、交通事故防止の目的で設置するものでございますが、このような場所のように通学路で路肩が狭く、危険なところはこういったような白線の外側にグリーンベルトのような措置を講じていく必要があるのではないかというふうに、これは何も生徒や児童だけの問題ではなく、年配の方々もあそこ、路肩のほうを歩いて駅のほうに来られたり、あるいは通院されている方も見かけますので、そういった措置も今後必要になってくるのではないかかなというふうに感じておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 偶然きょう朝、副町長から仙海さんから実はこういうグリーンベルトについての質問したいというようなお話をいただきました。私も早速教育課長に、そういうことに対してどうすることをしているのかという一つの、議場に入る前にちょっと聞いてまいりましたが、実はきのうも与板維持出張所に参りました、今柏崎信用金庫前の歩道を全部改修するのです。

そこで、今仙海さんがおっしゃった、いわゆる歩道と車道との区別を明確にするためにグリーンベルトをぜひ設置してくれと要望してまいりました。それに対しても与板維持出張所のほうでも前向きにひとつ検討したいという回答をいただいております。これは、また町と離れた県道、国道の関係でございますので、町のいわゆる一つの対応ができないという面もございますので、そういう申し入れをして、舗装の改修があるわけでございますので、これはやっぱりグリーンベルトをぜひ設置というか、線引きをしてもらいたいなと私は思っています。改めてまたお願ひしてまいりたいと思いますが、たまたまきのう維持出張所に参りました、そういう申し入れもしておるということだけはお伝えしておきたいと思います。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） ありがとうございました。

それでは、3番目の質問に移りますが、町道連絡道路小学校線の整備について伺いたいと思います。

まず、今私が申し上げている連絡道路のことですが、場所は役場のほうに上ってくる坂から右側に子供たちが上がってきますオレンジ色の真ん中に手すりがついております小学校に上がるところの坂道のことを指すわけでございますけれども、その前にこの川西地域の国道、そして県道に待望の歩道が整備をされました。町当局の多大なご尽力と、あわせましてまた県議会議員の柄沢先生のお力添えで完成いたしましたことを感謝申し上げさせていただきます。以前は、子供たちは本当に30センチぐらいしかない路肩といいますか、路側帯と側溝のふたの上を川西方向からずっと歩いて通ってきていて、非常に危険性を感じていたわけでございますが、そのような中で連絡道路の話になりますが、現在この連絡道路は担当課、ご覧になったかと思いますが、上がり段はちょっと1段高くなっています。そしてまた、道幅といいますか、少し狭くなっていますし、冬期間は降雪により大変滑りやすくなっています。その上、長年によるものと、そしてまたこれは地震で傷んだんですかね、ちょっと陥没といいますか、道路がへこんだり、あるいは脇の外壁といいますか、崩れかかったりというふうにして、大変今危険な状態になっております。幸いと言つていののかどうかあれですけど、隣のほうが今空き地になっているわけでございまして、拡幅あるいはそういった安全確保の面からして、こういったところも整備を進めていかないかなというふうに感じておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） ただいまのご質問にお答えをしたいと思いますが、川西松本方面からの児童の通学路になっておりまして、急勾配であり、確かに幅員も2メーターしかないところでございます。過去に安全対策、飛び出し事故防止としまして、横断歩道の手前に柵をいたしまして、子供の飛び出しを防止するという措置をし、また回転灯等もつけておるところでございます。

実はこれについて、通告をいただきまして直ちに指示をいたしまして、もう一回その通学路を確認しなさいということで確認をさせたところ、今仙海さんご指摘のように、若干破損した箇所等がございますので、直ちに修理せよと指示をしておりますので、間もなくそれは完成する予定です。大変ご迷惑かけたかなと思っておるところでございますが、私は今仙海さんがおっしゃるように、道路構造上のそういう危険なところ、あるいは破損箇所はしっかりと修理をし、またご心配をされている凍結防止等々についてもしっかりと対応してまいりたいと思いますが、今これを拡幅することは、車道であれば別ですが、歩道ですので、余り条件がよくなると、逆に飛び出したり、いろいろなことがあるのではないかと。しかも隣の土地は秋山さんじゃなくて、所有者もかわっておるという状況ですので、あれを拡幅するにしても相当の経費もかかりますし、逆に安全上の対応としては難しい面が出てこようかなと思っていますので、今のところは現状でしっかりと歩道の整備をしながら、凍結等も含めて、児童の安全をさらに確保しながら、現道でいきたいと思っています

す。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） これからは、やはりこの通学路を通る児童が増えてきます。川西に川西ひまわりハウス、入居が始まりました。山谷にも団地が完成しております。その上、松本に団地ができるわけでございますから、今後こういった面で、今私が申し上げているような通学路、あるいは信金さんの交差点のところ等々を通学してくる児童は今後間違いなく増えてくる傾向にあるわけでございますので、町長のご答弁わかりましたけれども、そういったことも含めて、またご検討をいただきたいというふうに思っております。

4番目になりますが、中学生のことについてお伺いをいたしますが、中学生はお家の方などに送り迎えで登下校する場合は学校ではなく、中央公民館の駐車場が送迎の場所というふうに決められておりますが、特に冬期間は日没が早いので下校時、学校から中央公民館までの区間は、歩道になりますが、暗く、危険に感じております。先輩議員の中川さんのはうから担当課のはうにお話が出て、既にテニスコート付近には防犯灯が何基か設置されて、結構改善していただいております。その先といいますか、学校側になると、また米田の神社付近、あのあたりは非常に山を抱えているせいか暗く、危険に感じておりますが、担当課のはうにお伺いしたところ、また新たに引き込みを持ってきたり、電柱を立てたりするとなると、またかなり経費もかかってくるということで検討をさせていただきたいということで、以前そういったようなお話を聞いておりますが、冒頭申し上げましたように、今田舎でも都会でもいつでも事件、事故起きる可能性が非常に高くなっていますので、早目の対策が必要というふうに感じておりますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 確かに仙海さんのおっしゃるように、中学生の家族は送迎をする場合には公民館の駐車場が拠点になっておるところでございます。

今お話にもございましたように、中学校校門から中央公民館入り口までの現在の街灯の状況は、国道352号の歩道沿いを中心に9灯が点在をし設置されております。

また、ご意見のように、昨年保護者からの要望でテニスコートの前2カ所、新たにLEDの外灯を整備してまいりたいと思っています。

今ご指摘のように、特に田中電気さんから魚や元さんの間の歩道の上に枝がかかっており、薄暗くなっているのですね、あそこは。そういうことでございますので、直ちにひとつ対応しながら、あの枝の切り払いとかお願いして、枝の切り払いなり外灯の設置をしなければならんなどということで対応してまいりたいというふうに今思っていますので、速やかにひとつまた、予算措置もございますが、お願いしながら進めてまいらなければならないのではなかろうかなというように思っていますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

特に今おっしゃった学校から中央公民館まで、これを通学道路の強化期間といいましょうか、よ

り安全を確保するための、今ご指摘の枝払いとか外灯の設置なり、もっと明るくして、子供たちが下校時の安全を確保できるようにしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 9番。

2つ目の項目の質問のほうに移らせていただきます。消防団の体制強化についてお伺いいたします。

消防団員は、日ごろ生業を持つ傍ら、町民の生命、財産、身体の安全、安心確保に昼夜を問わず務めていただいているわけでございまして、改めまして敬意を表するところでございます。ことしに入り本町では不幸にも火災によりお二人の方がとうとい命を失われているわけでございまして、改めてお悔やみを申し上げるところでございますが、このような中でことしの3月18日に行われました第3回の全員協議会において、出雲崎消防団本部強化体制についてということでその内容が示されたわけでございます。これは、役場において地域の消防団に属さない職員で構成する役場消防隊を配置すること。そのほか防災隊として町防災士会の正副会長2名を着任していただくと。

また、第2分団を改編するものでございまして、現在の3部40人体制で活動しているものを2部で36人体制にするものでございます。これは、平成29年の4月から行われるわけでございますが、このことにより、消防団員170人の定数ということで今現在やっておりますが、これが削減されるのではないかなどという気がしているのですが、その辺の定数についての削減ということは、ちょっと私の勘違いだと済みませんので、定数についての削減はないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 先般総務課長が今お話しのように、消防団の再編のご提案申し上げて、皆さんにご理解をいただいたわけでございますが、定数の170名はこれは維持をするという形の中で新たな団員の皆さんからより活動しやすいような、あるいは地域バランスを考えた再編を行うということでご説明申し上げておりますので、定数170名は変えません。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 9番。今消防団にとりまして人員の確保というものが大きな課題となっているわけでございますが、定数が減ってまいりますと、確保することは可能になってくるんですよ。どうしても機動力といいますか、万が一の際のそういった対応が低下してくるというおそれがあるわけでございます。

1番目の質問に入っていきますが、そのような中で私としては消防団を退団したOBによる一つの隊といいますか、部を編成することはできないのかなというふうに考えております。OBの方の中にも使命感を持っておられるOBは、私は多くとは申し上げませんけれども、やはりいるというふうにふだんから感じしておりますが、そういったOBとしての部を組織することについて町長はど

のようにお考えでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 私も一時この団員数の確保ができないという段階で、かつての消防団とは違いました、5年、10年、若い人たちがある程度の節目を迎えると退団をされると。かつては消防団は、長年お務めいただいたという経過がございますので、全くまだまだこれから働き盛り、いよいよ活動しやすい年齢の方が退団されますので、そういう方々の処遇をどうすべきかなと考えておったんですが、これは行政側としての対応もさることながら、消防団との意思疎通を図っていかなければならんということでございますが、最近退団した消防団を特別編成をするというんじやなくて、もう退団をして2回も3回も入団をされているという実情が出ております。大変ありがたいことだと感謝をしておるんですが、そういうこととあわせまして、各部の団員のバランスを考えますとき、本町火災のときのみ出動できるところの特別団員制度等も設けておるところでございます。この特別団員制度も今度は本当に現役を退かれた団OBの方による広報活動のみの特別団員ともいうことになるんでしょうが、このOBの方はどうちらかといいますと、リタイアされた方もございますので、在宅をされているというようなこともありますので、こういう方々に対しては予防広報等をお願いする、新たなまた特別団員制度等も設けたほうがいいんじゃないかなというようなことで、団とのいろいろ協議を進めているという段階でございます。

いずれにいたしましても各部の普通団員と、今申し上げておりますところの特別団員とのバランスを考えながら進めてまいらなければならないなと思っておりますので、この問題につきましては、議員さんのご提案ももっともなことだと思うんですが、団自体が、団長以下幹部、またそれぞれの皆さんのご意見もございますので、要するに団員を確保して、皆さんより活動しやすい、風通しのよい組織というものがないと、やっぱり私はいろいろそごを来す可能性もありますので、ご提案についてはしっかりとまた受けとめて、議員さんからもこういうご提案があるということも参考にしながら、より今後団員を考えるべきときどうすべきかということを、また団と我々行政の間でもしっかりと話し合いを進めながら、より行動しやすいような団活動が進められるような組織というものを考えていただきたいなというふうに思っていますので、いろいろご提案もいただきながら、しっかりと受けとめて、またお伝えをしていきたいと思っています。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 9番。町長、今ほどおっしゃっていましたOBが入る特別団員、そして機能別団員ということですが、仮に何分団第何部、1つの部があって、そこに人数で欠員が生じていると。そのときに退団されたOBの方を補充をして、そこに入っていたことによってOBの方が、現在も部の一員としてご活躍いただいている方もいらっしゃるということは私も知っておりますが、私が申し上げているのはそうではなくて、今まである部の体制の中のまた別の一つとしてOBだけによる消防の部といいますか、隊といいますか、それをそういった気持ちを持っている方を募って

ひとつできればなというふうに考えています。といいますのも、一たび火災あるいは災害が発生したときに、O Bとして駆けつけていって、何か手伝いをしようにも、退団をしていくと、やっぱり手を出すことはちょっと遠慮ございますし、また勤務中であれば仕事をやめてそこに駆けつけることは当然できないわけでございます。町のほうから事業所に対して協力願を出していただかなければ、町内に勤めている方も行けないわけでございます。

私もこのようなことをご提案申し上げておるのも、やはり以前に比べて消防団員が町外に勤務している割合が現在高くなっています。特に平日の昼間の火災の場合は、出動人員の確保が困難である。そのために役場に新たな消防隊を設けることになったのではないのかなというふうに感じておりますが、私はそういったものを何も役場が一緒に背負わなくても、地域にそういったような気持ちのある人がいれば、そういう人を募って、職員でなくとも一緒に町のためといいますか、町民のためにやっていくことも必要じゃないのかなというふうに考えておりますので、またぜひご検討いただきたいと思います。

2番目の質問になりますが、今ほど申し上げてきましたが、こういったような消防団員を支援する意味からしてもご質問をさせていただくわけでございますが、消防団に所属する団員に対して町内の店舗などで特典が受けられる消防団サポート事業というものを行う考えはどうかということをご質問させていただくわけでございますが、この消防団サポート事業というのは、事業所の協力のもと、各事業所がさまざまな形で消防団を応援するもので、現在幾つかの市町村では取り組みが行われております。例えば販売店では、団員に対してはポイントが2倍とか3倍とかになったり、あるいは飲食店では1品サービスだったりとか、天領の里では今町民の皆さんにはカードが出ておりまして、サービスをしているという、そういったようなイメージなのですが、消防団の方、あるいは家族の方にはそういったものを提示することによって何らかのサービスが受けられると。あるいはまたこういったようなサービスができない事業所とかでもいいんですが、消防団に関するポスター等を積極的に掲示をして応援していくことでもいいんですよね。要は地域全体で消防団を盛り上げながら火災予防に努めたり、団員の確保に努めたりできればいいのではないかというふうに感じておりますが、こういったような取り組みを行う考えについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） ただいまのご質問の消防団を応援する店、いわゆる消防団サポート事業、この内容はもう既に仙海議員さんが私が申し上げること全ておっしゃっております。これをどう具体的に我が町は取り込むのかということになってまいりますと、前段議員さんがおっしゃったように、事業所が主体となってやっておるということですので、要するに町もその気持ちは変わりませんが、事業所と言われる商工業者の皆さんのがその気持ちを持っていただかないと、この事業はなかなか遂行できないという観点がございますから、私もこの質問を通告いただきまして、総務課長ともいろいろ打ち合わせをしておるのですが、この制度について私たちも大いに賛同したいと。しかし、こ

れを具体的に進めるためには、今申し上げておりますように、事業所がこの消防団サポート事業というものをご理解いただいて、いかに協力いただくかが鍵となってまいりますから、この質問をいただき、趣旨は私は賛同いたしますが、実際具体的に行動に移し実施をするということになりますと、やっぱり商工業者の皆さん、商工会との打ち合わせをしっかりとしながら、各商店の皆さんのご意見を受けとめてご協力いただけるかどうかということを確認しないと、この事業を直ちに取り上げると、事業所が主体になってまいりますので、その点につきましては、今議会でもこういうご意見をいただいているということを踏まえながら、商工会なり皆さんとしっかりと意見交換をしながら、これに対する業者のお取り組みがいただけるのかどうかということを確認しないと、行政はその趣旨には賛同しますが、具体的に財政的にそのものを補填するということじゃないんですから、これはやっぱりスタートするにいたしましても、協力いただく店がないとできないという事実があろうかと思いますので、趣旨について私もいいことだと思います。と思いますが、具体的に行動に移していくのだということになってまいりますと、改めて申し上げますが、事業者のご理解をいただかないと、なかなかこれは進められないということでございますので、ご意見を受けとめながら、それなり商工会を通しながら、また話し合いを進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 9番。町長のおっしゃるとおりで、町のことであれば町長がやるぞと言えば済みますけれども、確かに事業所のことですので、やれというわけにはいかないということも十分理解しております。現在町は、若者定住や人口対策として、入ってくる方々には非常に手厚くサポートをしていただいている。しかしながら、地元に残っている方にはどうかといいますと、若干首をかしげる部分もありますし、そういう話も私の耳にも届いておりますので、ぜひこういった地域に残って頑張っていられる若い世代に対しても消防団、これだけに限らず、またそういったような何らかの施策も考えていくことが今後必要になってくるのではないかというふうに感じております。

また、町長、先ほどおっしゃいましたように、私が今申し上げた事業は本当に事業所の理解はもちろんなのですが、やっぱり町の声かけというんですか、旗振りもまた必要になってくるというふうに感じておりますんで、いろいろな角度から検討していただいて、消防団員をサポートしていくいただければなと思います。

最後に、町長一言いただきて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 議員さんのおっしゃるとおり、私たちも地方創生の中における、いかに他からこの町においていただくかということを最重点にいろいろ施策を進めているわけですが、さりとてまた若い人たちをここに定住いただくということに対しましては、ご承知のようにふるさと就職支援事業、これについても先般ちょっと申し上げておるのでですが、予定した事業をはるかにオーバー

して、私たちは信用していると、補正をしなければならない。これはありがたい、うれしい悲鳴だと思っています。あるいはまた新生活、住宅新築、リフォーム、これについても既に予定をした予算にももう達していると。これも補正をしなければならんというような両面、やっぱりよそからおいでいただける人をできるだけまたひとつお願いしながら、なおかつこの町に住む若い人たちに住んでいただいて、本当にこれからこの町の中核をなして頑張ってもらうということに対する対応もしっかりとしていかなければだめだと思うのです。高齢化も進んでいますが。そういう点、あらゆる面の方策をしっかりと組み合わせながら、相乗的な効果を高めるということが私は大切と思いますので、一つ一つの事業に対してはいろいろなご意見もございますが、しかしそれらのご意見をしっかりと受けとめながら、できるものはできると、しっかりと構築をしながら、全体の中でまた進めていくということも大事じゃないかなと。やっぱりいろいろ多岐にわたりご意見を聞くというのは大事なのです。そういうものなんか、全てを採択というわけにいかない。その中における、より重点的に対応しなければならないもの。しばらく待ってもらうものは待ってもらうというものの強弱をつけながら、これから町の再生、また活性化を図っていかなければならんというふうに思っていますので、率直なまたご意見をいただきたいと思っています。

○議長（山崎信義） 以上で9番、仙海直樹議員の質問は終了しました。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時22分）

---

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

---

#### ◇ 宮下孝幸議員

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を続けます。

次に、1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） それでは、私のほうから早速一般質問のほうに入らせていただきたいと思います。

熊本地震から学んだことについてと題して質問を続けますので、よろしくお願ひいたします。平成28年4月14日、16日と、近年大地震の想定などされていなかった九州熊本地方にマグニチュード6.5、マグニチュード7.3、いずれも震度7という激しい揺れが2度まで襲うという、まさに観測史上例を見ない大地震、大災害が発生をいたしました。過去の経験則を超え、我々人間の人智を凌駕する今回の熊本地方の大地震、私どもに多くの課題を与え、数々の問題提起がなされました。私たちが熊本地震から学んだこと、それは一語にして、想定外を想定内にすること、新たな思案と準備を強く迫る大変厳しい難題を突きつけられたわけであります。

私は、平成26年6月議会において津波、原発避難の一般質問の際にも申し上げましたが、日本は世界の陸地のわずか0.25%でありながら、大規模プレート10カ所のうち4つのプレートの上に載っていると言っても過言ではなく、世界で起こるマグニチュード6以上の地震の20.1%がこの日本で起きているという現実、いわば我が国は世界の地震大国であると言っても過言ではありません。ちなみに、参考までに申し上げたいと思いますが、阪神・淡路大震災のマグニチュード7.3、地震加速度で818ガル、震度7という揺れはどの程度の衝撃のものか。これは、時速88キロで走行していた車がわずか3秒でぴたっと急停車したときと同等の衝撃が物体にかかります。今回の熊本大地震では最大加速度1,580ガルという、阪神・淡路大震災のおよそ2倍の大きな力が、しかも2回にわたって建物や人々に襲いかかったわけですから、まさに想像するに余りある恐怖の大災害であったものと推察ができるわけであります。私たちはここから何を学び、これより先、何を準備していくべきなのか。今後の課題につき、当局とともに思案してまいりたいと考えております。

では、1番目の質問に入らせていただきます。災害対策基本法によりますと、被災または避難した者の生活を一定期間確保するために滞在できる施設を指定避難所と呼んでおり、これらの施設はさまざまな法の示す安全性の確保がなされている施設を市町村長が指定し、指定避難所とするとありますが、では当町における指定避難所はどことどこであるのか。そして、収容可能と思われる人数の想定はどれくらいだとお考えになっておられるのか、まずもっての答弁をいただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） ご質問の当町の避難所の指定状況ですが、天領の里、妻入り会館、海公、中公、町民体育館、ふれあいの里、小中学校、ゴルフ場、漁協、農村環境改善センター2施設、コミュニティ消防センター3施設の合わせて15カ所を指定しております。収容人員は、4.95平米当たり2人と換算しますと、15カ所の合計で最大2,864人収容することができるということになっています。

本町の想定避難者数は、中越大震災時に実際に影響あった住民の割合は住民の3分の1ということで、県の想定を準用しますと1,500人を想定しております。しかし、このうち津波等の心配、あるいは災害によって使用できなくなる施設もあると思いますが、一応計算上では大震災にもおさまるというような形になっておりますが、今議員さんのおっしゃったように、最近の災害は想定外の大きな被害が発生をしております。私ども常に申し上げているんですが、これは想定外だったからやむを得ないというようなことはもう許されないんですね。だから、おっしゃるように想定外、人智を超えるあの大災害にもいかに対応できるかということを、平時の備えというものをしっかりとやっていかなければならないというふうに考えています。一応町はそうしておりますが、そういう災害のケース・バイ・ケースの中で柔軟に対応しながら、町ででき得ることと、また町でできないのは他からの応援をいただくというようなこともしっかりと、日ごろの災害協定を結んでいますし、いろいろなものとの関係機関との相互連携を図りながら、想定外の大災害にもしっかりと対応できる

備えというものは私は必要だと思っています。そういう意味でまたいろいろご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っています。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 町長から今正確な数字をいただきました。人口およそ4,650人、1,760世帯の全町民、避難を想定して、常在にして全てそれを準備することはこれはもう不可能なわけありますね。私もどうすべきなのか、熊本地震を受けて思案に暮れておりますが、関連するさまざまな項目に分けて、順次また町長のご意見等伺いながら、自身の参考としたいと思っておりますので、ご答弁のほどお願いをしたいと思います。

それでは、早速ですが、質問の2番目ということで入らせていただきたいと思います。中越地震の際にも、あるいは今回の熊本地震の際にも問題となっておりますが、当然被害状況が広範囲で深刻な場合、避難者数により全ての人々が指定避難所に入れないという現実的な問題が発生をいたします。熊本においてもそうありますが、揺れの恐怖心から建物の中にいるのが怖いからとか、避難所に来てみたが、人がいっぱい入れないからなどの理由により、それらあぶれた避難民の方々は大変大きなリスクを承知しながらして、車で寝泊まりをする車中泊や、あるいはまたテント泊などの避難生活をされておられます。しかし、また中には雨風をしのぐために、既に危険と判断された倒れかかった建物に戻ってまでも避難生活を続けておられる方も被災地には多いと聞いておりまし、当然当町も例外ではなく、今ほど町長もお話になりました。被害の大きさにより、これから車中泊やテント泊の避難生活を強いられる方々も数によっては想定されるわけでありますから、では一体当町には車中泊やテント泊を可能とするような空き地や駐車スペースはどの程度あるものなのか。その場所はどこで、どの程度の方々のそういった避難生活が可能となるものなのか、現在の段階で確認ができているものがありましたら、町長のほうの答弁をいただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 第2点についてお答えをいたしますが、現在官地、民地を含めますと約7万5,000平米と把握しておりますというところでございます。場所は、西越農村公園、護国神社の下にあるんですが、あるいは国交省の除雪ステーション、あるいは米田の空地になっているところ、東條ニット、渋川臨海学校跡地等々15カ所、等々で7万5,000平米と把握しております。

さらに、駐車スペースにつきましても、先ほど15所と言いましたが、そこでも合計で720台程度の駐車が可能かなというふうに思えていますし、またテントの件ですが、熊本大地震におきましてもニュースで伝えられておりますが、登山家の野口健さんが100張りのテントを寄附して話題になったということでございますが、総務課の担当が防災研修でそのテント泊を支援した高知市の職員、あるいはまたその支援を受けた益城町の災害対策本部に支援に行った大学教授、両方の話を聞いたとのことですが、テント泊は犯罪面とか天候面等々で非常に危険性があり、また誰がそのテントに入れるのかという公平性の問題とか、あるいは地域コミュニティでの健康状態の把握など、さまざま

な課題が出て、一概にテントがベストとは言えないというような結論が出ているそうでございます。

今宮下議員さんのご質問が出ておるんですが、町としての指定した場所はあるんですが、私は常に申し上げているんです。まず、個人においても私自身の例を思いますが、私も住宅以外にちょっと附属的な小屋がございます。私地震以来、中越沖地震あるいは小型地震以来、何度も大工さんにお願いして、改めて強度、特に私は周囲の小屋の強度を徹底してやってもらっております。仮に住宅は災害が起きて住めないというときになれば、案外小さな小屋というのは丈夫なのですね。それをしっかりと確保しておくと、大体テント泊とか、あるいは車中泊をしなくとも、家族よそってその小屋の中で、若干の緊急の避難所ということで、海岸はちょっと無理な点ございますが、農村部においては確実なのですよ。

そういう点と、改めて地域コミュニティ、集会所がありますね。あれは、私はどこにも寄せてもらっているんですが、まず地震には強い建物になっておると。ただし、この後もまた質問ございますが、耐震基準の前に建った建物ございますが、案外そういう建物、強いんですよ。だから、地域に一つ一つそのコミュニティがあるんですから、そのコミュニティをしっかりと耐震とか、そういう面で一応点検してもらいたいなと思っているんです。そうしていたら、緊急事態のときには車中泊をしないでも、ひとまずそこに退避するというようなことをどうしてもやっていかなければ、常に私は申し上げているんですが、そういうことをひとつ皆さんと協力しながら、検討しながら進めてまいりたいなと思っています。しかし、公の立場として災害のあったときにおける避難、あるいは駐車スペース、あるいはテント張り等々も考えられますから、そういうところは確保してまいります。まいりますが、それ以前に私はこれから現実的な問題として、そういう避難場所というものの確保を個人、集落あわせて考えていかなければならんじやなかろうかというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 町長おっしゃるとおりでございまして、全ての人がテント泊や車中泊するわけでももちろんないわけですし、今車においては750台程度というようなお話をありました。十分な数のなかなとは思われますが、しかし本当に町長、冒頭でも私と同等なことをおっしゃって、何が起きるかわからない時代になってしまった。私たちが過去想定をしていたものとは全く別次元のことが今世の中で起きてしまっている。これについて、私もこの一般質問をつくるに当たって自身の答えを持っていません、過去に経験則がないわけですので。これからともに、議会人も含めてやっぱり知恵を絞って町民の安全、安心を守っていくためにやっていかなければならないわけでありますので、そういった意味で町長はどのようなお考え、感想を持っておられるかということで質問をつくらせていただいたところであります。

今お話のテント泊、車中泊等、防犯の問題等々、あるいはまた被災者の数が確認できない。転々と移転するという問題があろうかと思います。しかし、実際に九州熊本地方において、これは南阿蘇村と申し上げるんでしょうか。道の駅の芝地に50張りのテントが並んだとか、あるいはまたテン

ト泊は車中泊に比べてエコノミークラス症候群の可能性が少ないとかという、そういうわずかな利点もあって、皆さんがそういうことをされているんだろうと思いますが、あるいは今おっしゃったもののほかにN P O 法人が設置したと思われますが、ドーム型のシェルターハウスと言われる、大勢収容されるようなテントが張られたというニュースも聞き及んでおります。阪神・淡路や東日本大震災の際に、あるいはまた大阪のアウトドア用品メーカーのモンベルという会社は、自身の在庫テント150張り全てを無償で貸し出すというようなボランティア活動を行ったと聞いております。しかし、想定外の被害が出た場合、例えば今言われた数で十分だとは思われますが、そういったものが設置できるような場所がなければ、これはそういったボランティア支援も受けられないという現実も発生をしてくるわけでございますので、今後またさらなる詳細なる検討を加えていただきながら、盤石の体制をつくっていっていただければというふうに思っております。

それでは、引き続いて3番目の質問に入らせていただきます。前段でも申し上げましたが、人智を超えた大災害に見舞われたとき、当然多くの町民はまずもって指定避難所においての避難生活を求めるわけでありますが、その避難所生活で最も最初に必要とされるものが水や食料であることは言うまでもありません。しかし、人間は食すれば排するという自然の摂理から、それ以外に早急に必要とされるものにトイレがあるわけであります。過去の震災時の状況を調べてみると、この仮設トイレの搬入がされ、被災地に全て設置されたのが早くとも3日後、あるいはまた遅い地域においては7日間を要したとの事例も報告されておりますし、和式、洋式の問題点なども指摘される中であっても、なおかつ1台のトイレの前に20人以上の人々が列をなすという、そのような光景も珍しくないとされております。

車中泊やテント泊とあわせて、設置する場所をどう確保するかという問題も絡んでまいりますが、それ以前に仮設トイレは当然民間業種から借り上げるものと思われますので、現在それらレンタル業者との平時連携や約束事などはどういうふうにできているのか、あるいは今後の対策として考えるのであるならば、どのような方策を考えられるものなのか、町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 最も緊急的な必要とするもの、トイレということの中でご質問いただいているわけでございますが、避難された方々に対する大勢で使用するトイレと、これにつきましてはレンタル会社のアクティオ、あるいはホームセンターのコメリ、災害時に対する協定を締結しております、簡易トイレ、携帯トイレの確保の体制は備えております。しかし、今現在町は大体1ヵ所ごとに要配慮者用の簡易トイレと携帯トイレ300個を備えています。ただし、これで間に合うわけでございませんので、前段申し上げましたように、大災害等々に際して大勢の皆さんのが避難をすると。そのときにおいては、やっぱりそういうものは常時備えておかれませんので、申し上げましたような災害協定の中で、一旦そういう大災害が起きたときには緊急にひとつまたお願ひしたいという協定を結んでおりますので、できるだけ利便を図っていかなければならんなというふうに考えながら、

さらにまたその内容についても精査をしながら、単に協定を結んだのだから、もういいんだというんじやなくて、やっぱり一旦緩急、いざのときに確実に協定どおりにそういうものをお借りできるようなことを改めて、常に確認し合っていく必要があるかなというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） おっしゃるとおり、大変重要なことだなというふうに思いますし、町も盤石の体制をとっておられるようでもあります。熊本地震のような活断層直下型地震では、恐らく当町のみならず、周辺自治体も大きな被害を受けることが想定をされます。今町長、提携、連携等々のお話をされました。まかり間違って、約束事がたがわれるようなことがあれば、自治体間において争奪合戦が起きる可能性も出てまいります。そうしますと、当町に必要な数が確保できないというような事態も考えられるわけでありますので、ぜひ町長、今答弁のとおり、日ごろ約束をしたからいいんだではないんだと、常に確認をしていくんだという姿勢を求め続けていっていただければと、そのように思っております。

それでは、時間の関係もございますので、取り急ぎ4番の質問に入らせていただきます。四季のある我が国では、災害が起った季節により準備された避難施設内の生活環境が大きな問題となります。エアコン設備のない体育館などでは、真夏であれば日中の室内温度は高温化し、脱水により熱中症などの発生もするでしょうし、また逆に真冬であれば室内温度の低下により、低体温から風邪やインフルエンザ、あるいは脳卒中、脳溢血、心筋梗塞など、重篤でさまざまな病の発症につながっていくことが懸念をされます。

以前の質問でも私申し上げましたが、常におき想定する全てを完璧に、万端に整えることは予算的にも不可能なわけですが、しかしさりとてこの問題に背を向けていること、これは避難民に深刻な健康被害をもたらすことにもつながりかねず、最悪、命の危険さえ視野に入ってくることになるわけでありますから、そこで最低でもという範囲で申し上げてまいりますが、例えば夏季であればうちわや扇風機など、あるいは冬季であれば敷物や毛布、寝袋など、つまり過酷な季節を乗り切るために避難者が最低の涼や暖のとれる備品関係が必要になってくるものと思われますが、現在の整備状況、あるいはまた不足であるならば今後の対策等々のお考えがございましたら、町長のご意見を伺っておきたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） ご質問の点についてお答えをいたしますが、本町の指定避難場所での冷暖房施設の整備状況についてでありますが、暖房施設を備えている避難場所は15カ所全てでして、冷房施設については12カ所であります。

なお、停電時対応となりますと、自家発電設備を備えている中央公民館でも現状では全館冷房使える容量はないというのが実情ですし、本年度の繰り越し事業の放射線防護対策工事によりまして八手と西越の両改善センターに自家発電設備の設置は一応予定しております。地震発生時の優先開

設施設であるこの3施設につきましては、全て自家発電設備を備えることになります。

また、冷暖房のないところについては、中越沖地震でもスポットクーラーをレンタルした事例もあり、これも協定先からのレンタルの対応を考えてまいりたいと思っていますが、特に夏場はそれでも何とか野外でも場合によってはしのげる。ただし冬場は、これはやっぱり寒さをしのぐというのは大変だと思うのです。そういう意味の寝袋とかそういう点は、寝袋は残念ながらまだ備えていないんですが、毛布だけは大量にしっかりと備えております。

そして、私も提案しているのですが、町民各位、家へ帰ると毛布はたくさんあるのですよね。だから、できたら災害に備えて、家は十分だ。余っているなら、場合によってはそういう災害に備えて、町にひとつご寄附いただぐというようなこともお願いしたらどうだと。これは、単に物をいただくんじゃなくて、ああ、そうか、そういう災害も起こり得るんだなという、いわゆる災害に対する注意喚起、そういうのも必要だから、そういうことを町民の皆さんにお願いしたらどうだということを申し上げています。毛布については、ある程度しっかりとあれをしています。

〔何事か声あり〕

○町長（小林則幸） 一応事業としても進めておるわけでございますので、いずれにいたしましてもやっぱり災害に対する町としての対応は、微に入り細にわたって緻密に私はやらなければだめだ、常に申し上げているのですよ。あわせて町民の皆さんからも、やっぱり自分の身は自分で守るということを徹底してひとつご理解いただきて、そして足らざるところは行政がしっかりとサポートしていくというような形にしてもらいたいなと思っているんですよ。それぞれ家庭にもそういう災害時における緊急用具を備える、私たちもそれをしっかりと、これだけは持って逃げようというのを備えていますね。皆さんからやっぱりそういう対応していただきて、その後における大きないろいろなものに対する対応は行政がまたしっかりと進めるというようなことで、町民各位からも、こんな時代ですから、何が起きるかわかりませんよ。あらゆることを想定して、災害対応について町民の皆さんからしっかりとご自覚をいただきて対応していただくということも大事じゃないかなと思っていますので、さらにまたひとつお願ひしてまいりたいと思っています。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 寒さ対策ということで総務課長にちらっとご提案、これ全くプライベートでご提案したことありますが、床の敷物なんかで例えば段ボールの用意なんかもあろうかと思いますけども、皆さんが俗に言うスタイルフォームと呼ばれるもの、あるいはまた魚箱で使っている、あるいはビーズ系のスタイルフォームなのですが、ポリスチレンフォームというのが本当の名前なのですが、あれそのもので15ミリから20ミリぐらいの厚さの薄いやつでいいんですね。あれ体育館の床なんかに敷かれてブルーシートを敷かれると、保温も格段に上がりますし、もう一つに直接床に寝るよりもはるかに体にとっては負担にならないというようなこともございますので、だから今後また可能な範囲の中でご検討いただくことが必要かなと。たしか福島から来られた方に、畳屋さん

が畠をお貸しになったというような事例もあったかと思います。ああいった善意のことも起きるわけですけれども、スタイルフォームは非常に軽いですし、運搬も楽ですし、若干何枚かになるとかさばるという問題もありますけど、今後そういうことが必要になるのかどうなのか、検討の中の一つに加えていいともいいのかなと、そんなふうに考えております。

それでは、質問の5番目に入らせていただきたいと思います。過去国内を襲った震災のために国は建築基準法耐震基準を見直し、新耐震基準と呼ばれる耐震基準を掲げ、現在に至っておりますが、その現在の耐震基準は震度6強から震度7程度の揺れを1回程度受けても大きな被害を受けないことという基準で定められております。しかし、報道でもご存じのとおり、よもや震度7が2回も奇襲し、震度6クラスの余震が立て続けに起こるなどということは、まさに経験を持たない、想定外ということあります。しかし、現実に熊本地方では新耐震基準をクリアした建物でも多くの建物が倒壊をしたと聞いておりますし、さらに避難の際に最も安全とされなければならない学校や体育館、あるいは役所などの公共施設も大きな被害の対象となっている事実がございます。当町も役場庁舎を初めとし、公共施設の大半は既に耐震改修を終えているものと思われますが、今回の熊本地震から見えてきた現実は、既に耐震改修を終えた建物といえども、決して被害対象外ではなくなったという事実あります。まさに、冒頭申し上げましたが、想定外を想定内への教訓としたものがこの熊本地震であります。

そこで、これはあくまでもあってはならないことありますが、万一当町役場や避難施設などが被災し、使用ができなくなった最悪の場合、一体どのような代替策が考えられるものなのか、私もまた冒頭申し上げたとおり、明確な答えを持っておりません。熊本地震を目の当たりにされて、現段階で町長はどのようなご感想をお持ちであるかお伺いをしたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） この熊本における地震から、避難場所として安全というところがまたさらに危険状態で、またまた避難を余儀なくされたということも報道されているわけですが、私たち町もこの町がしている避難所については一応耐震からも、全て行っているわけですが、ただし私もこの熊本地震が発生した直後、緊急の課長会議を開きまして、備蓄の面から改めてまた、いわゆる町が指定しておる避難所、これを徹底的に確認してみてくれと。果たして熊本の震度7、2回にわたりましたが、そういうものに耐え得るだけの、そこにおけるいろいろ被害が発生するようなところはないかどうか、しっかりと即点検をしてくれないかという指示をしております。

そういう意味で一応町もこの庁舎もしっかりと耐震をしてありますから、これは最近の事業で進めたわけで、震度7程度に耐え得るということになっているんですが、しかしそれも想定外で、この庁舎がもしつぶれたらどうするかということになりますと、これはまた大変な問題出ますよね。そうなった場合におけるこの庁舎がもしすれば、それじゃ第2段階として中央公民館が安全であれば、そこに仮庁舎を移すとか、いろいろな方策が考えられるわけですが、本体、この庁舎が

やっぱりああいう災害に耐え得るだけのしっかりとした、改めて私はこの庁舎も、あれは何市だったか、5階建ての庁舎つぶれまして、そして建てかえたかったんですが、市民からも、いや、そんなことよりも福祉やそういうものの優先だと。確かにそうなんですよね。でもやっぱりああいうふうにつぶれてしまったら、これは大変なことですね。だから、私も改めて、この庁舎もあのような大地震にも耐え得るのか、もう一度ひとつ検討しなければならんかなと思っています。

申し上げておりますように、私は緊急課長会議で備蓄の問題も含めて、耐震関係の避難所をこの面で、本当に熊本のような地震が起きたときに安全が確保できるのか、再点検してくれという指示をしております。そういう意味で、私たちはそういう災害にも耐え得るだろうという自信を持っているんですが、しかし災害は想定を超えたこともありますから、そういうときにおいては、やっぱり仮に庁舎がそういう被害に遭ったときには代替をどこに持つかというようなことも想定しながら、また検討しながら対応していかなければならんかなというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 私も建築士の端くれでございますので、よもやつぶれることはまずないだろうなど、これだけ頑健に補強してありますので。そうは思いますが、今町長お話ししたとおり、とんでもないことが起きている時代に入ってきて、どうなるんだろうという、その疑心暗鬼の中で今話を進めさせていただいております。特に震災の復興に向けて進もうとするとき、避難施設あるいはまた役所等が被災をするということになれば、避難民の生活をどう確保するのかという問題も出てくるでしょうし、万一復旧復興の指令塔とも言えるような、被災確認あるいはまた罹災証明の発行等々に至るまで、ともすれば通常業務の支障さえ出かねないような大事でありますので、今後ともまた確認等々進めていっていただくことを強く希望したいと思います。しかし、あれもだめ、これもだめといって、これ本当に物事にはやっぱり限度があるわけですので、全てこれを正解で回答することはなかなかできない難題だなというふうに私も考えます。しかし、私たちが今日の当たりにしているのは、この国のあの地方では現実に起きているわけでありますので、ぜひ心構えとしても、あるいは対策としても備えあれば憂いなしという方向で進めていくただければというふうに考えております。

それでは、最後、6番目の質問のほうに入らせていただきたいと思います。5,400棟が大きな被害に遭った益城町の町長は、今回の地震で最も学んだこと、感じたこととして、次のことを話されておられました。

突然の大震災で多くの町民が被災した中、国や県の支援を待つことなく、いち早く立ち上がり、迅速な避難誘導や被災者救助に当たってくれたのは地元消防団や地域の人々の力の結集であった。やはり平時から地域の結びつき、結束は大変重要です。他の自治体におかれても私どもが経験した今回の震災のこのことを教訓とし、常任にして地域コミュニティの強化を図っていかれることを切に願っておりますとの弁を語っておられました。決して対岸の火事ではございません。

そこで、当町にもおおむね地区において防災組織なるものが設置をなされておりますが、しかし各地区的組織化は進んではおりますが、実際の実働的訓練を含む活動的実態に難があるとの考えも存在いたしておりますし、やはり非常時にはまずもって地域の結束による救いが大変重要であるとの教えから、今後当町でもこれら各地区防災組織を生かした実践的避難訓練の必要があるものと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 議員さんのおっしゃるとおり、災害時に平時からの地域コミュニティ、これが重要であることは、もう過去の阪神・淡路大震災以来ずっと言われたわけですが、16年の中越大地震、あるいはまた19年の中越沖地震の教訓から地域コミュニティ、これは行政区を基本とした自主防災組織というものが最も必要欠くべからざるものだということを痛感して結成に力を入れてまいりましたが、おかげさまで現在全地域57の自主防災会が結成されています。27年度は、町は原子力災害、土砂災害、津波災害、それぞれ想定した訓練を実施しまして、自主防災会からも参加をいたしております。中でも1つの自主防災会は、町の津波避難訓練さえ自主的に要支援者を車椅子に乗せて一緒に高台まで避難したそうですが、職員が見守る中、訓練が始まりました。自主防災組織の中で地域の皆さんが本当に自分事と捉えて、積極的に参加、協力活動していただいていると。このことが自動的なまた避難訓練につながるものと考えておるわけでございますが、今年度も連携しました避難訓練の実施や説明会などを通しまして、地域の中に入りまして、地域の皆さんのが防災に対してどのようなお考えを持っておられるのかをしっかりと把握した上で、特に地域が主体となつた防災活動をサポートする体制を構築してまいりたいというふうに思っているわけでございます。

また、土砂災害警戒区域の指定が済みまして、ハザードマップ等々も地域の皆さんに配布をし、土砂災害、避難訓練を毎年実施しておりますが、この訓練の際に、自主防災組織の実践的な活動をするのも非常によい機会ではないかなというふうに思っているわけでございますので、この結成されました自主防災組織の趣旨をその組織の皆さんからしっかりと反対ををしていただいて、平常時においても頭の中に刻み込んでいただくということは大事じゃないかなというふうなことで、今後とも自主防災会の地域の皆さん啓蒙とご理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） まずもってそのとおりだと思います。幾ら行政が音頭をとっても、やっぱり地域がいわゆる意識づけといいますか、災害に対する危機感、そういうものを持つて訓練に臨んでいただかなければ、なかなかこういったものというのは完結しないわけでですので、町長、今答弁のとおり啓発、啓蒙等々の活動を周知徹底していただいて、災害時においては恐ろしいことがこんな形で起きるのだと。だから、常時において皆さんも訓練の中において真剣さを持って取り組んでいただくことが皆さんの命を守ることにつながりますよみたいな形で、ぜひ今後とも政策上のものを進めていっていただければと。

いろいろと6段階にわたって今町長のほうのお考え、ご意見を伺ってまいりました。熊本県20市町村の中にあっては145カ所の避難所にいまだに6,431人が避難をされているようあります。仮設住宅等々もでき始めて、徐々に入居が始まっているようでもございますけれども、まだ大変痛ましい生活を強いられている方も多いなど、そんな実感をいたしております。再度、重複をいたしますが、我々が熊本地震から学んだこと、それは想定外を想定内にすることと申し上げ、以上、1番からの質問を終わります。

○議長（山崎信義） 以上で1番、宮下孝幸議員の質問は終了しました。

---

### ◇ 三 輪 正 議員

○議長（山崎信義） 引き続いて、6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） 今ほどの宮下議員のほうとかなり重複いたしますけど、宮下議員も質問も少し遠慮されて、私のほうに少し回していただいたということでございますので、多少重複するかと思いますが、これは中越沖とか中越地震とか、非常に頻発していまして、これからどういうふうな災害がまた起きるかかもわからないということで、町も今までの幾つかの災害を経験しておりますので、他の町村から見ると、かなり対策は進んでいるかと思うんですが、それでもまだまだというところがかなりあるかと思うんで、これからいろいろ申し上げますので、ぜひその辺を考えて準備をしていただきたいと思います。

町長は、よく防災、減災、安全、安心のまちづくりということで、特に先ほど言葉も出ましたけれども、備えあれば憂いなしと、そしてまた想定外をなくすということですが、残念ながらいろいろ災害が起きますと、あちこちの市町村では想定外だったということがかなり言われておりますけども、極力今現在事前の準備として、なるべく想定外はなくしていくということで考えるべきじゃないかなと思います。

それと、特に災害は1つだけの災害であれば、割と対応ができるかと思うんですが、例えば地震と津波と、また東北みたいにさらに放射能というふうなことになりますと、非常に大変なわけでございますので、これからある程度やっぱり複合的な災害ということも意識して準備していかなければダメじゃないかと思います。

それで、1番の質問に移りますが、自主防災組織の現状と今後の支援、防災士会との連携。これは、先ほどの宮下議員ともちょっと重なりますが、先ほどの答弁では全地域に自主防災組織が組織されたということで、これは非常によかったですなと思います。私は、以前お聞きしたときは、まだ数集落が残っているということで、もし残っているのであれば、ぜひ全地域ということを要望しようかなと思っておったわけでございます。

それと、実際の活動、この春にクリーン作戦がございまして、それにあわせて消火栓の使い方ですとか消化器の扱い方とかありますけれども、それと今後避難訓練だとか、そういういったのがあるか

と思いますが、その辺の状況はどうなっているのか。

それと、昨年防災士会の町の会が発足しております。その辺の現況と、これから町としては、集落によっては防災士の方がいないところがかえって多いんじゃないかと思いますが、その辺の考えは今後どうされるのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 自主防災組織につきましては、先ほども宮下議員さんのご質問にお答えをしていますので、今申し上げました100%結成をされているというのが現実でございますが、しかし仏つくって魂を入れるということわざがございますが、いよいよスタートだと私は思っています。単なる組織じゃなくて、本当に自主防災組織としての使命をお互いがしっかりと把握をしていただいて、お互いに自助、共助、これを進めていかなければならんというふうに思っています。

27年には15の自主防災会では消火訓練とか消火器の取り扱い訓練、避難訓練、AEDの取り扱い説明、これを自動的に行っています。

また、ほかの7つの防災会では発電機、ヘルメットLEDライト、担架など、補助を受けて購入した地域で備えておられます。

今後このような制度のアピールを含めまして、いろいろな災害が起こり得るわけでございますので、原子力防災、風水害、あるいは地震を含めまして、防災担当職員が自主防災会に出向きまして、出張しながらしっかりと皆さんのご協力いただくように説明会を随時開催してまいっております。

また、自主防災会の支援といたしましては、地域の中で防災士を取得したという方には自主防災会へ補助を行っております。

また、地域の自主防災会の出身で防災士になられている方が8名いらっしゃいますが、また皆さん町の防災士会に入られていまして、年間を通して数回の活動をされていますが、その一環として中学生による避難所運営訓練、あるいは普通救命講習会参加、指導もされています。

今後防災士の活動は増えてくると思いますが、あらゆる災害、有事の際の各防災会のリーダー的な役割をしていただく活躍は期待されると思いますので、さらに進めてまいりたいと思っています。

今町全体の防災士は20名おられまして、防災士会が27年の6月に設立されまして、会員は男性7名、女性1名というような現状でございます。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） 自主防災組織については、ある程度形はできてきたと、今後はその内容の充実ということですので、これはぜひ進めていただきたいと思います。

それと、自主防災組織と消防団の関係というか、例えば自主防災の方が余りやると、これは消防団の仕事じゃないかとかいうのがあるんで、その辺ははっきりこれはケース・バイ・ケースでなかなか難しいと思うんですが、お互いにこれは協力していかなければだめだと思うんで、その辺どの程度考えておりますか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 自主防災組織、各地域に設置してあるわけでございますが、当然団員の皆さん、家庭も防災会に入っておられるわけでございますので、そういう中で私が今申し上げましたように、それぞれの集中豪雨とか、あるいは地震とか火災とか、あるいはまた津波、海岸は津波ありますから、そういう問題に対する対応、どうあるべきかということをお互いにやっぱり役割分担なり、自分たちでどう行動しなければだめだかということを認識しているわけですが、その中における消防団は自主消防としての使命がございますので、あるいは一般の人の防災会に入っている方々はそれぞれの会のシステムの理解をいただきながら、すみ分けをしながら、常に連携しているわけですから、消防団と自主防災会、これはもう別だというんじゃないなくて、混然一体となって一緒になっていわるですから、その中におけるお互いの災害時における対応等を検討し合っているわけで、消防団はどうするか、一般の人はどうするかというんじゃないなくて、もうそれが使命を理解していただいているわけでございますので、すみ分けの中で平常時の訓練あるいは講習会、話し合いの中でこの役割分担は私はおのずと形成されていくものというふうに考えています。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） では、次の質問に移ります。

広域市町村災害時相互応援協定について、また民間との協定はどうかということで、先ほど宮下議員のほうでの質問がございまして、民間等もいろいろやっておられるということですが、今現在私の知る限りでは、今市町村との協定結んでいるのが姉妹町村の福島の柳津町、それから群馬県の富岡市、それとあと全国で12市町村、宮城県から宮崎県までということになっていますけども、私これ災害ですから、遠くのところと……もう少し近間のところと、県内あたりとはまだそういうふうな協定というのではないんでしょうか。その辺についてお聞かせ願います。

それで、実際やった場合、これは災害のケース・バイ・ケース、種類によって、また大小によつていろいろあるかと思うんですが、例えば柳津町さんあたりですと、災害がもし起きた場合、どんなふうにまず柳津さんあたりには期待するようなことになりますか、その辺。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 近隣との防災協定はいかがなものかというご質問でございますが、近隣ということは当然災害が起きれば、大体被害なり発生する箇所は近隣で起こり得る可能性がありますから、そういう近隣に応援態勢を要請してもなかなか難しい問題がございますので、私はやっぱり、仮にこの出雲崎町が災害を受けた。隣の刈羽は大したことなかったということになれば、これは協定を結ぶ結ばないじゃなくて、これはもう近隣町村としての密接な連携を保っておりますので、あらゆる面でご協力いただくし、また私たちも協力していかなければならんというふうには思っていますので、広域的な災害協定は我が町で起きたときにおいて、余り類似な災害が起きない。その中において実質的にいろいろな面でご協力またご援助いただく、そういう地域を想定しながら進めておる

ということでございますので、平常時、私たちも新潟県なり新潟県内のおつき合いの中でいろいろと緊密なる連携をとっておるわけでございますので、協定を結ぶ結ばないの中における、一旦そういう大きな災害なり生ずればこれは当然、仮に長岡、私たちは関川村とのいわゆる避難先のまた指定をいただいているが、もし仮にそういう事態が起きたら、率先して応援に駆けつけると、これは当然の理でありまして、協定を結ぶ結ばないでなくて、これはもう当然の義務的な平常時のおつき合いの当たり前の行為だということでございますので、近隣に対してはお互にしないというのが現状です。柳津町さんとは協定を結んでおりますんで、これは当然お願いしなければならんということになっていますので。そういう面で町としての災害協定を結んでいるところですが、またさらにその必要性があれば、ひとつお互いに話し合いの中で進めていかなければならんじゃなかろうかというように思っています。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） それで、今度民間との協定というか、民間というか、住民との協定になるかと思うのですが、この前の議会でもありましたけども、飲料水については小木と釜谷の水道のタンクがあるから、ある程度は大丈夫だということですが、そのほか洗い物の水ですとか、いろいろ自家用の井戸とか、工場関係でも結構井戸を持っていられますので、ああ、ここはある程度水質がいいなど、この場所がいいなというところについては事前に調べまして、ぜひそういときは即その水を使わせてくれというふうなことを事前に協定をして、また住民にもある程度周知しておくとかいうこともこれは大事じゃないかと思います。

それと、これ災害となると、火災も広く言えばみんな災害に入るのですが、山火事だとかいうときについては、土地改良か何かやりまして、ため池というか、用水池がいっぱいできていますね。昔から沢の奥には大体池があるんですが、それも果たして無断で使うというようなわけにいきませんので、そういうのを火事のときは使わせてくれとかいうふうな、じや持ち主は誰なんだと、ここはじや養魚池になっているのか、ただの用水だけなのかというのも調べて、そういうものを事前に所有者、管理者とある程度協定を結べば、いざとなったら即使えるということなので、これはぜひ進めていただきたいと思うわけです。

それと、先ほど車中泊の場所ですかありましたけども、国のはうでは仮設とか建てる用地を事前にある程度調査なりしておけというふうな指導があるかと思いますが、そういうのをこういうときはこの場所を第一優先で仮設を建てるんだとかいうようなこと。

それと、あと建物ですけども、例えばの話ですが、エコパークさんあたりには非常に立派な大きな、比較的新しい建物がありますけども、ああいったときも場合によっては、もう町の避難所だけではおさまらんというときは、急遽そういうところも使わせていただきたいとかいうようなことも事前に調べていただいて、相手とそういうふうな約束してあれば、即使わせてくれということになると思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 基本的なところの避難場所なり避難駐車場、いろいろなものを確保するんですが、私はこういう緊急時のいろいろな災害が生じたときは、いわゆる指定したしないじゃなくて、これはやっぱり行政としては全力を挙げて、今三輪議員さんがおっしゃるように、あらゆる安全の箇所があるならば、あくまでもそれに対してお願いをしながら提供していただくと。用水の問題も、大きなため池がある。これはもう用水、あるいは養鯉、養鯉ですから、全部落とすわけにいかんでしょうが、緊急時はみんな開放しますよね。そのことをあえて義務づけるんじゃなくて、それは地域地域の中における自主防災組織としてのいろいろな対応の中でそういう相互扶助といいますか、それぞれが持てるものを十分ひとつ提供しながら、災害を最小限度に防ぐというのは私は当然のことだと思うんですよ。それを一々、いや、土地改良区の池だから、火災になったらその水落としてもらいますよ。そういうことは言わなくても。日本の、この出雲崎の住民はそういうことは全く関係ないと私は思います。エコパークについてもそうですよ。これは、私たちが要請すれば速やかに対応していただく。

20日の日にまたいろいろお話はありますが、そういう一つの大きな施設をしっかりと活用することで、あらゆる観点から、あらゆる面、もう単に形式論じゃないですよ。災害なり、何としても住民の利便性を我々は命がけで当然行動すると、これは大丈夫だと思います。一々協定を結ぶとか、そういう問題でないと思います。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） このことに関しまして協定となると、ちょっとかた苦しいですけども、一言事前に、そういうときは頼みますよと。ただ、困るのは、町内の方が持ち主とか管理している場合は問題ないですよね。町外の方があると、さあ連絡とって、なかなか考え方も当然この方とはちょっと違う場合もあると思うので、その辺もあるんで、事前にある程度一言やっていただければ安心できるかと思います。

それで、3番目の質問ですが、避難所の準備と運営体制は万全かということでございます。これにつきまして、先ほど何カ所か避難所の場所が明示されましたけども、今意外と、八手センター、西越センター、それからふれあいの里、それから天領の里、大体こういうところは今指定管理者でございます。いざ避難所とか、そういうふうになった場合、どういうふうな形で指定管理者と連携をとっていくのか。あるところの指定管理者さんに聞きましたら、ほとんどわからんと、一番知っているのは、そこで実際やっている方が一番知っているわけですね、どこに何があってどうかとか。そういったのをもう少し行政と密接にやるべきではないか。

それで、この前、備蓄品の話、あるとき、こんな話が出ていますね。私たちちょっと気にしているのがあると。というのは、暖房か何かで灯油使いますね。あれも余りからからにしておくと、いざというとき困るでしょうし、常にある程度の残量は残しておいたほうがいいんだろうかと、そこ

まで考えた方もありますんで、やっぱり町とその辺をよく話し合ってもらって、いざとなったらそこの指定管理者の職員は何もしなくとも、今まで行くと、ほとんどしなくてもいいというふうな話を聞いたので、えっ、そんなことないだろうと。一番よく知っているのはそこに勤めている方ですね。その辺のあたりもやっぱり連携をとるべきじゃないかと思うんですが、その辺はどうなってるんでしょうか。それちょっとお聞かせ願います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 先ほど宮下議員のご質問にもありましたが、なお防災対策は備え過ぎても決して無駄にならないというものだと私は思っていますので、今ご指摘のように日ごろの避難所での備蓄の把握とか、あるいは指定管理者と常駐している皆さんとの打ち合わせは当然やっぱり必要なことだと思います。先般も八手改善センターで、備蓄倉庫の中に何が入っているかわからんと、まさにおっしゃるとおりです。ご指摘をいただいて、直ちに私も指示をいたしまして、どういうものが入っているか、明確にしなさいと指示をしておるんですが、そういう面についてはもう少し、やっぱり今ご指摘のようなことがありましたら、遺漏のないようにしっかりと対応していくかなければならんというふうに思っています。

実際、平成16年の7月13日の水害、あるいは中越大震災後、採用した職員が24名おりますが、19年の中越沖地震後の採用は21名と、3分の1の職員が大きな災害対応、避難所経験をしたことがないという状況なのですよ。だから、私も常に職員の皆さんに一応原子力、あるいは水害、あるいはいろいろな町の対応、組織図、できておるんですよ。だから、私はもう常に申し上げている。机上におけるそういうものだけを頭に入れてはだめなんだと。そういう町のあなた方が今どういう災害が起きて、どう対応しなければならない、役割はどうなのかというのを本当にしっかりと身につけないと、ぜひそうしてくれと、事あるごとに言いますよ。マニュアルできているから、もう大丈夫だと。とんでもない話なのですよ。行動するのは、率直に言ってやっぱり職員ですね。職員がまず行動しなければならない。だから、そのために右往左往してはならない。日ごろから机上の書いたものがあるから大丈夫だと、とんでもないですよ。この災害で、今あなた方は何をしなければだめなんだと。そういうものをしっかりと頭の中に入れなさいと。しょっちゅう私言いますよ。マニュアルあるからいいんだと、わかったというんでは、それではだめだと。しっかりと自分の役割、何をしなければを身につけなさいと、しょっちゅう私言います。職員も前向きに対応していただいている。そういう意味でおかつ足らざるものは、やっぱり皆さんからご指摘いただきながらしっかりと、せっかく組織なり、あるいはそういう備蓄品があるのにせっかくのときに対応できなかつたら大変なことになるんですよね。

そういう意味で、今後ともまたご指摘の点は反省をしながら、またそれを是正をしながら、さらに充実した、しっかりと現実に対応できるようにしていきたいと思います。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） 今町長のほうから非常に前向きな答弁いただいたんですが、備蓄品ないしは備品、発電機とか投光器とか、この辺はある程度はどこかにわかるように、避難所は余り必要なかつたと。だけど、ある集落についてはとにかくもう何々が欲しいんだということになると、どこどこの避難所とか何かにちゃんと何々が幾つストックされているから、これは即借りたいといった場合、各区長さんイコール大体防災組織の会長さんになっているところが多いと思うんですが、その辺も区長さんも毎年毎年かわりますので、なかなかわからないんですよね。その辺やっぱりある程度なつたら、即どことどこに何が幾つあるよと。必要なのがあれば貸し出しますよというふうなことであると思うので、その辺、かなり数はあると思うんですよね。役場にもあるだろうし、海岸公民館にもあるだろうし、八手センターのあそこにも倉庫があります。そういったのをもう少し各集落の区長さんなりに周知徹底して有効に、あれば皆さん安心すると思うんですね。ああ、何々が、簡易トイレがどこに幾つあるんだとなれば、いざとなればあれを借りれば何とかなるなとか。それやっぱりぜひ進めていただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） せっかくの機会ですので。各優先開設避難所の脇に、国のお金を使って備蓄倉庫用意してございます。その中に、先ほど来からのいろいろ備蓄品を用意してございます。ということで改善センター、ご指摘ございましたので、事務室の中ですぐ何が備蓄されているかというふうな部分、わかるような形で用意をいたしまして、また管理人さんともお話ししている状況というところでございます。

そのほか分遣所が新しく移りまして、現在裏の分遣所、RCの建物は人が事務するわけにいきませんが、一応備蓄の倉庫というふうなことで、車庫に置いていたものを一旦動かしまして、やはり湿気対策含めまして、そういうふうな部分で備蓄の段階、強化していくというふうな部分で今進めております。

それと、先ほど毛布の話が出ましたが、毛布も今回用意いたしますが、毛布を補完するアルミシートというような部分もございます。毛布の下にアルミシートをかけて、さらに毛布をかけると、毛布何枚も使わなくても暖まるような、そういうふうなものも実は用意してございます。そういうふうなまた機会ございましたら、町、食料以外でも備蓄しているものございますので、一覧としてまたご用意してお知らせできればなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） 時間もあれなんで、次へ移ります。

4番の要援護者避難体制についてということでございます。これは、どこの災害でも一番問題になるわけでございますけれども、特に対行政のほうには、どこの地区にはこういう弱者の方がいられるというのは大体言っているかと思うんですが、マスコミを見ますと、意外とそれを地区に公表し

ない方がいると。でも民生委員さんだと区長さんだと、その辺あたりには私は必要、いざとなつたら、おい、どこにいるんだと。実際今私らも地区のほうを見ますと、最近あの方見えないねと言ったら、いや、どこどこの施設へ入っていますよとか、意外とそういうのがわからないんですね。その辺はどうなっているのか。ある程度のことはできるのか。また、いざとなつたら、民生委員さんあたりとすぐ連携とれば、大体ちゃんとわかるんだというふうになっているのか。その辺の状況をお聞かせ願いたい。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今三輪議員さんのおっしゃること、最も大事なことなのですよね。これをひとつどういうような形で対応するかということが本当に基本になってくるわけですが、平成25年の災害対策基本法の改正によりまして高齢者、障害者等、災害時、見守り配慮を要しますが、地域で避難が基本的に可能な方は要配慮者として、また自ら避難することが困難で、迅速な避難に、特に支援を要する方々を避難行動要支援者として位置づけられておりましす、本町におきましても自力で避難が困難な避難行動要支援者は町内47集落、126名の方々を町でしっかりと把握をいたしまして、名簿を地域消防、警察と共有して対応をとっております。

また、これらの要請者にはそれぞれ緊急避難時に一緒に動いて、援助と支援してもらえる方々を地域でフォローしてもらう体制づくりを今進めております。現在要支援者126名のうち、7割程度援助、協力者がもう既に決まっております。

なお、間もなく名簿のまた更新作業に入る時期となりますので、新規登録の方々を含めまして、まだ支援が決まっておらない方々も出てくるんじゃないかなと思います。それらの対応を含めまして、地域でまたお願ひをしていきたいというふうに思っております。

この要支援者の対応、やっぱり私はきめ細やかに対応していかなければならぬのではないかと思っています。これにつきましても個人情報何だかんだということがございましたが、私はそういうものじゃないと、どんなに叱られてもいいから、この要支援なり災害時に、一時期なり対応できないというのは、名簿だけはどんなことがあってもしっかりと把握すべきだと。そして、その支援をしていただく方に配布しておくべきだと。もう個人情報や、そんなものじゃない。その人の命を守るのに、そのための法律があるんじゃないですかと。私はもう絶対、叱られてもいいから、これだけ名簿は確立したいということで進めてまいりまして、大体順調に進んでいますが、切れ目ない、目落としなり、その名簿に載っていなくて災害に遭ったということのないように今後とも進めてまいりたいと思っています。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） 非常にそこまで進んでおるということで安心いたしました。

それで、中には聞きますと、若手と一緒に行くから、俺はいいんだよということで出さない方があるけど、でも若手なりがいないときにもし災害が起きたらどうなるのかというようなこともある

ので、その辺ももう少し、あの方は体は寝たきりに近いのに出てこないんだと、申請が出ないものもあるかと思うんで、それは常に全員がいるとは限らんわけなんで、そういうときもありますので、そういうことも考えて対応していただきたいと思います。

それと、もう一つ、これも全国にはやっているところもありますけれども、例えば駆けつけたと。昔は、そこに医療カードですか、何かそういう話も出ましたけども、もし何かあれば、ああ、この方はこういう持病を持っているんだとか、親戚は、連絡先はここなんだとか、かかりつけの医者はここなんだとか、何かそういう情報がさっきの支援者が行ってすぐわかるような、そういういたものをあわせてあると非常にその後がスムーズにいくんじゃないかなと思うのですよね。例えばどこから避難してきたけれども、親戚か誰かに連絡とらなければだめだと。さて、親戚というのはどこなんだ、連絡先はわからんというようなことがあると思うんで、その辺もちょっと、できたらわかるようにすると、非常にその後も安心できるかと思いますので、お願いいいたします。

○6番（三輪 正） 以上で終わります。

○議長（山崎信義） 以上で6番、三輪正議員の質問は終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時49分）